

施設所有者・施設管理者のみなさまへ



♪プラスワンキャンペーン おもいやり駐車場を 増やしませんか？

「三重おもいやり駐車場利用証制度」とは？

身体に障がいのある方や、妊産婦・けが人などで歩行が困難な方の外出を支援するため、各施設に「おもいやり駐車場」を設置いただき、必要な方に利用証を交付する制度です。



「おもいやり駐車場」を増やしませんか

建物出入口に駐車することが必要な人が、多数おられます。

「おもいやり駐車場」の区画を増やすことをぜひご検討ください。

幅 3.5m 程度の「車いす使用者用駐車区画」及び、

幅 2.5m 程度の通常区画(現状の区画幅のままでも可)を登録できます。

通常区画用の表示用物品をお渡しします！

通常区画をご登録いただける場合、通常区画(幅 2.5m 程度)用の下記の表示用物品いずれかをお渡しします。(数に限りがありますので品切れの場合はご容赦ください。表示用物品のお渡しは原則 1 施設 1 回のみです。破損等による交換の場合は通常お渡しするステッカーのみとなります。)



コーンとサイントップ



スタンド看板



簡易路面標示シート

物品には、幅広区画が不要な方を誘導する案内があります。なお、デザインは変更となる場合があります。

手続きは、変更届を提出するだけです

裏面の変更届を FAX またはメールして、物品希望の旨ご連絡ください

《 お問合せ先 》

三重県 子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課 施設整備・ユニバーサルデザイン班

TEL:059-224-3349 FAX:059-224-2270 メール:ud@pref.mie.lg.jp

おもいやり駐車場 登録内容変更届出書

「おもいやり駐車場」として県に登録されている情報のうち、次の内容について変更したので（したいので）連絡します。

令和 年 月 日

届出者

所在地〒	_____
名称又は氏名	_____
代表者の氏名 (法人、団体の場合)	_____
電話番号	_____
メールアドレス	_____

施設名称

該当する項目の口にチェックを入れ、空欄には直接ご記入いただき、FAX（059-224-2270）、電子メール(ud@pref.mie.lg.jp)または郵送で送付願います。

登録内容の変更

施設名称の変更

〔 旧： _____ 〕



〔 新： _____ 〕

所在地の変更

〔 旧： _____ 〕



〔 新： _____ 〕

おもいやり駐車場数の変更

〔 旧： 3.5m以上の車いす区画数： _____ 区画、3.5m未満の区画数： _____ 区画〕



〔 新： 3.5m以上の車いす区画数： _____ 区画、3.5m未満の区画数： _____ 区画〕

登録の取り消し（登録データの削除）